

令和4年6月吉日

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人なでしこ会

令和3年度施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

★「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項により特定教育・保育施設は法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたびホームページに掲載することで、令和3年度の実績報告をするものです。

第二なでしこ保育園

様

埼玉県熊谷市長 小林 哲也



令和3年度の公定価格の額について

貴施設（事業）における令和3年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	195,870円	114,930円	62,800円	46,920円
	5月	195,870円	114,930円	62,800円	46,920円
	6月	195,840円	114,900円	62,770円	46,890円
	7月	195,840円	114,900円	62,770円	46,890円
	8月	195,810円	114,870円	62,740円	46,860円
	9月	195,840円	114,900円	62,770円	46,890円
	10月	195,840円	114,900円	62,770円	46,890円
	11月	195,810円	114,870円	62,740円	46,860円
	12月	195,810円	114,870円	62,740円	46,860円
	1月	195,780円	114,840円	62,710円	46,830円
	2月	195,780円	114,840円	62,710円	46,830円
	3月	197,340円	116,400円	64,270円	48,390円
保育短時間認定	4月	192,210円	111,270円	59,140円	43,260円
	5月	192,210円	111,270円	59,140円	43,260円
	6月	192,180円	111,240円	59,110円	43,230円
	7月	192,180円	111,240円	59,110円	43,230円
	8月	192,150円	111,210円	59,080円	43,200円
	9月	192,180円	111,240円	59,110円	43,230円
	10月	192,180円	111,240円	59,110円	43,230円
	11月	192,150円	111,210円	59,080円	43,200円
	12月	192,150円	111,210円	59,080円	43,200円
	1月	192,120円	111,180円	59,050円	43,170円
	2月	192,120円	111,180円	59,050円	43,170円
	3月	193,680円	112,740円	60,610円	44,730円

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中で退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。